

三重県人権センター
常設展示室リニューアル事業
基本計画

2026(令和8)年1月

三重県

目次

第1章 計画策定の経緯	1
1 はじめに.....	1
2 現行の常設展示室における課題.....	2
第2章 リニューアルにあたっての基本的な考え方	3
1 改修コンセプト.....	3
2 ターゲット	3
第3章 展示の全体構成	4
1 展示コンセプト	4
2 展示リニューアルに向けた留意点	4
3 展示ストーリー	5
4 ゾーニング	11
第4章 事業推進計画	12
1 本事業のスケジュール	12
2 関連する取り組みとの連携.....	12

第1章 計画策定の経緯

1 はじめに

(1) 人権を取り巻く現状

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく、自分らしく生きるために必要なもので、なくてはならない大切なものです。

私たち一人ひとりの相互関係でも、人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが必要です。人権の尊重は、人類にとって普遍的な原理であり、それをおびやかす「差別」や「人権侵害」は決して許されません。

しかし、差別や人権侵害をしてはいけないと認識はしているものの、自分には関係ないと思っていたり、人権が自分を守ってくれるものであることに気づいていなかったりするなど、人権を自分にとってなくてはならない大切なものとして捉えられていない人も少なくありません。

依然、部落差別（同和問題）をはじめとする多くの差別や人権侵害が起きています。これらの中には、誰かを傷つけることを意図した悪意に満ちたものもある一方、無自覚に悪気なく、結果として誰かを傷つけてしまうものもあります。こうした「無自覚の差別」をなくしていくためには、何が差別に当たるのか、どのように他人の人権を尊重すべきかを学ぶことが必要です。

さらに、性自認・性的指向、ヤングケアラーの問題など、今まで存在していたものの近年新たに認識され始めた課題、SNS 上での差別的な投稿など、新たな形態の差別事象も発生しています。このような時代の変化もふまえ、知識をアップデートしていくことも大切です。

(2) 本計画の策定経緯と目的

三重県人権センター（以下「人権センター」という。）の常設展示室は 2025（令和 7）年時点での開館から29 年が経過し、さまざまな課題を抱えており、果たすべき機能を十分に発揮しているとは言えない状況にあります。そこで、それらの課題や、人権を取り巻く現状をふまえながら、常設展示室が、見学者の方に人権を自分にとってなくてはならない大切なものとして捉えてもらえるよう、また、差別をなくしていくための学び・気づきが得られる展示施設となるためのリニューアルを進めます。

リニューアルの大きな方向性を示すため、「三重県人権センター常設展示室改修等検討委員会」を設置し、全4回の検討を重ねて、リニューアル基本方針（以下「基本方針」という。）を2025（令和7）年3月に策定したところです。

この基本方針をふまえ、具体的な展示の内容（ストーリー構成やゾーニング）を決定し、2026（令和8）年度の設計につなげるため、本計画を策定します。

2027（令和9）年度に改修に着手し、2029（令和11）年度のオープンをめざします。

2 現行の常設展示室における課題

昨年度とりまとめた基本方針で整理した課題は以下のとおりです。

これらの課題をふまえ、常設展示室のリニューアルを進めます。

(1) 人権を自分のこととして理解できるようになる展示の必要性

現在の展示は、解説文を読むことで知識を習得してもらう意図のものが中心となっているため、人権を自分にとってなくてはならない大切なものと理解してもらうための展示が必要です。

展示室内には、自身の人権意識をチェックできるよう、ロールプレイング・ゲーム感覚でクイズに答えていく機器があります。しかし、内容が常設展示室設置当時のものであり、現在の人権概念・理解にそぐわない内容が含まれているため、見直しをしていきます。

(2) 展示内容の更新の必要性

展示内容は常設展示室設置当時のものであり、最新のものにアップデートする必要があります。

特に、時代の変化を受けた新たな人権課題の表出、新たな形態の差別事象の発生、法令の新設や改正、歴史的事実の解釈の変化などもふまえて見直しをしていきます。

(3) 展示の一部休止・不具合

現在、機器の故障などにより、一部の展示を休止していたり、不具合が生じたりしています。また、維持管理費が高額なものもあるため、コストを見直し、持続可能な展示にしていく必要があります。

(4) 見学者の減少

常設展示室の見学者数は、直近の10カ年度（2014（平成26）年度から2023（令和5）年度まで）で減少傾向にあります。特に、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度までは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、見学者数は著しく減少しました。その後、2022（令和4）年度から 2023（令和5）年度にかけて見学者数は増加していますが、新型コロナウイルス感染拡大前の水準までは回復していません。

(5) 入口への誘導の必要性

常設展示室の入口は、人権センター正面玄関から入ると、少し奥まった所に位置します。そのため、見学目的以外の来館者が気づきにくく、立ち寄りづらい状態となっているため、展示室前のアトリウムから続くような一体感のある展示室づくりが必要です。

第2章 リニューアルにあたっての基本的な考え方

1 改修コンセプト

人権とは、人間らしく、自分らしく生きるために必要なもので、なくてはならない大切なものであること、そして、誰もが生まれながらにして平等に持つており、人権があることで、自分も他人も等しく尊重され、自由に生きることができるということを認識できる展示施設とします。

例えば、「人間らしく」とはどのような状態であるのかといったことを、見学者がしっかりと考え方ぶことができる展示とし、子どもたちにも伝わるような、かみ砕いた、分かりやすい表現とします。

さらに、その人権を侵害する差別などは、許されない行為であることも伝え、差別をなくすため、その歴史・実態について学べる展示施設とします。

部落差別（同和問題）をはじめ、さまざまな人権課題についての学びを通じ、人権を自分にとてなくてはならない大切なものとして捉えるきっかけが得られる展示施設とします。

2 ターゲット

子どもから大人まですべての県民を対象とします。

なお、コア・ターゲットは、小学校6年生から中学校1年生を想定し、それらの学年を基準に展示の表記等を修正します。（文章表現やルビの振り方は、小学校高学年の教科書の表記に準拠します。）

第3章 展示の全体構成

1 展示コンセプト

人権を、自分にとってなくてはならない大切なものと捉えることができる展示

「人権は自分にとってなくてはならない大切なものである」と捉えてもらえる展示内容とし、また、多くの人権課題に共通する問題を展示の中に溶け込ませて紹介します。そのことにより、見学者には、自分が権利の主体であることを自覚し、他者の人権も尊重することの大切さについて考えてもらいます。

その際には、単なる用語解説にとどまらない、本質を伝えるような展示とします。

常設展示では、人権センターの役割をふまえ、部落差別（同和問題）をはじめとする三重県の人権問題の歴史的背景や経過、類似する世界の人権問題などを展示します。とりわけ、部落差別（同和問題）は、その解消をめざす取り組みが他のさまざまな人権問題に大きな影響を与えていったという経緯があります。部落差別（同和問題）についての学びを通じて、他のさまざまな人権課題に通じる知識も伝えていきます。

また、学習を深めるコーナーや企画展を通じてさらに理解を深め、さまざまな人権課題についても知識を高めてもらえる内容とします。

2 展示リニューアルに向けた留意点

展示コンセプトをふまえ、次のとおり、展示リニューアルを進めていきます。

(1) 見やすい展示

パネル表記等を、大きな文字サイズ・少ない文字数とすることによる、わかりやすい文章表現

音声、点字や多言語による紹介など多様な人に配慮、デジタル・紙媒体によりパネル内容を補足

(2) 体験型の展示

見学者が見たり、聞いたり、触れたりできるような体験型の展示、わかりやすく学べるような学習ツールの設置

(3) 更新可能な展示

デジタル技術の活用などにより、展示内容のアップデートがしやすい展示

(4) 明るく希望を感じる雰囲気・空間づくり

伝えるべき事実は伝えつつも、明るく希望を感じられる空間づくり

(5) 入口への誘導

見学目的以外の来館者にも常設展示室へ立ち寄ってもらえるような、入口へといざなうための工夫

3 展示ストーリー

見学者が人権は自分にとって大切なものと捉えることができるよう、展示順に以下の展示ストーリー構成とします。

テーマ① 人権についての関心や意識を高める（「プロローグ」）

テーマ② 人権課題や歴史などを理解する（「差別の事実を学ぶ」）

テーマ③ 学びを行動につなげるきっかけとする（「エピローグ」）

見学者がプロローグで感じたことを、展示の学びを通じて、エピローグで改めて振り返り、次の行動につなげてもらえることを意識した構成とします。

＜各テーマでの展示における共通事項＞

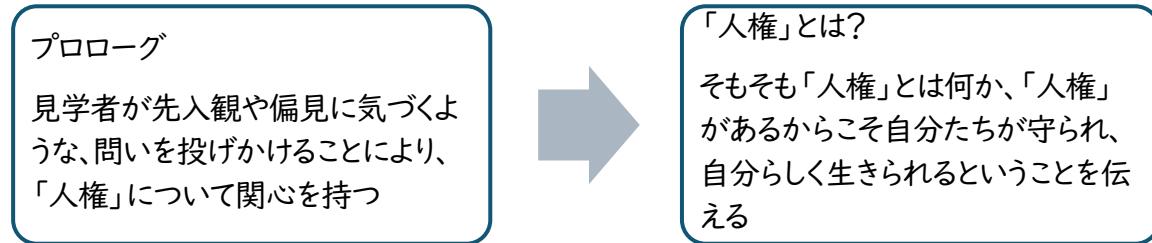
・「主な展示資料」には、補完する資料として紙資料を配架します。

・プロローグで見学に際しての導入部としての問い合わせを行うほか、具体的な展示内容に応じ、必要に応じた問い合わせを行います。

・2次元コードを活用し、補完する説明や多言語対応を行います。

テーマ①：「人権」についての関心や意識を高める

テーマ①では、見学者が展示室の見学に際し、人権についての関心や意識を高め、展示内容を自分事として受け止めてもらうことをねらいとした「プロローグ」等のコーナーを設置し、いくつかの問い合わせを投げかけます。

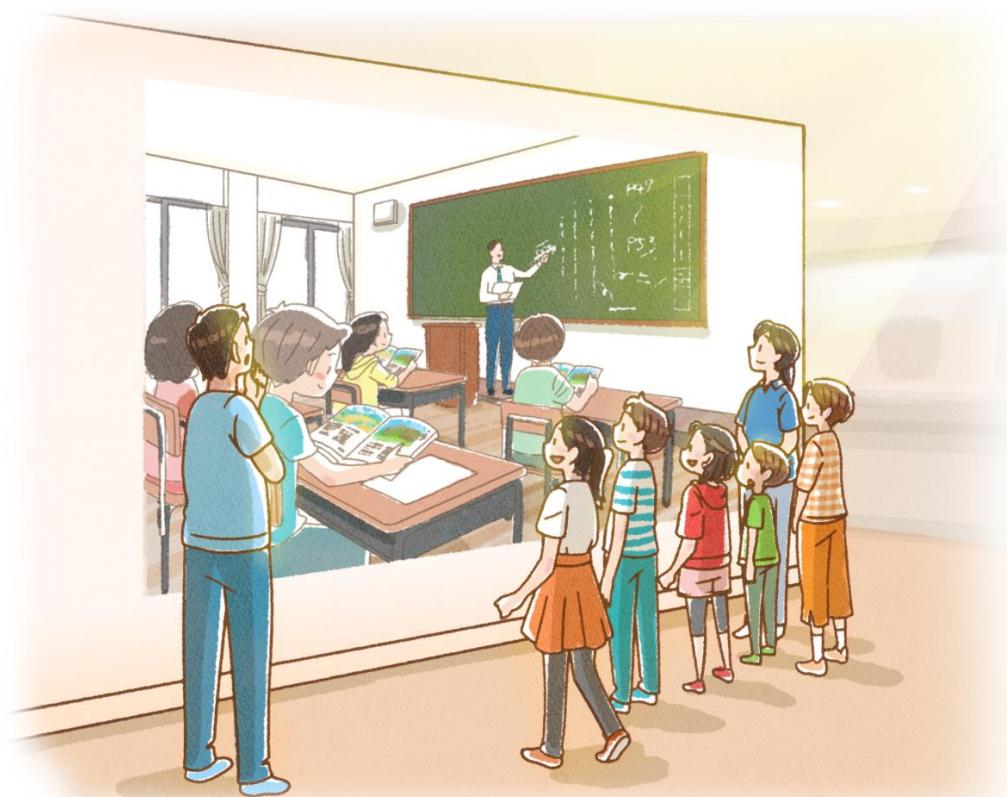


■ 展示の構成

構成	ねらい	展示概要	主な展示資料
プロローグ	<ul style="list-style-type: none">・人権センター（常設展示室）ができた経緯をふまえ、部落差別（同和問題）をはじめとしたさまざまな人権問題を学ぶことの意義を知ってもらう・日常生活の中にある私にとっての”当たり前”や”普通”について問い合わせ、気づきと問題意識を持ってもらう	<ul style="list-style-type: none">・見学者が先入観や偏見に気づくようなシンプルな問い合わせをする 例:「普通」って何? あなたにとって「人権」とは? これって差別?など・現在では”当たり前”的なことが実は人権を取り戻す運動の成果であり、そのことすべての人が権利として享有	<ul style="list-style-type: none">・モニター映像・デジタルサイネージ・モニター映像・デジタルサイネージ

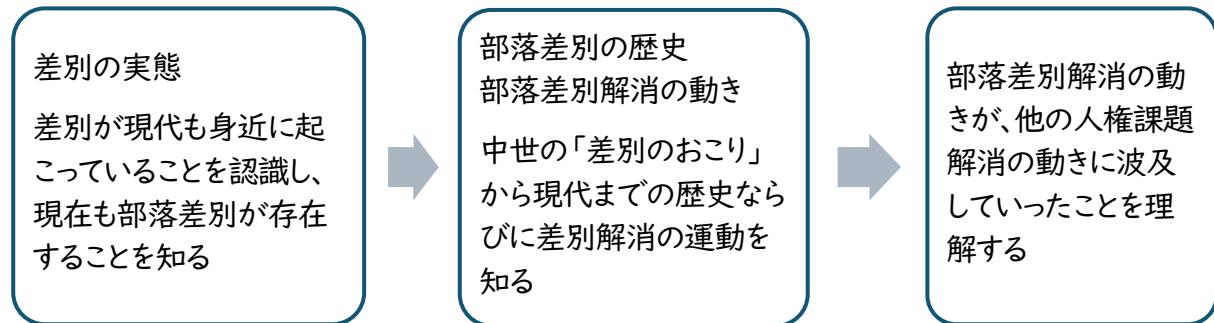
		<p>できている事例を紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識字学級 ・教科書無償化運動 	
「人権」とは	<p>身近な事例や世界人権宣言等をケースにして、すべての人が持つ権利について考えるとともに、他人の権利を侵害することは許されないことを伝え、「人権」とは何かをあらためて考えるきっかけにしてもらう</p>	<p>・次の内容を紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言 ・日本国憲法 ・差別の解消にむけた三つの法律 ・子どもの権利条約 ・三重県子ども条例 	<p>・パネル展示 (法規等の策定趣旨・概要)</p>

■入口付近モニターイメージ



テーマ②: 人権課題や歴史などを理解する(差別の事実を学ぶ)

テーマ②では、現代もさまざまな差別が起こっていることを認識してもらった上で、差別の実態や歴史、差別解消に向けた動きについて学びます。とりわけ、部落差別など差別の実態や差別解消に向けた動きの歴史や、部落差別解消に向けた動きが他の差別の解消に向けた力になったことについて学ぶコーナーとします。

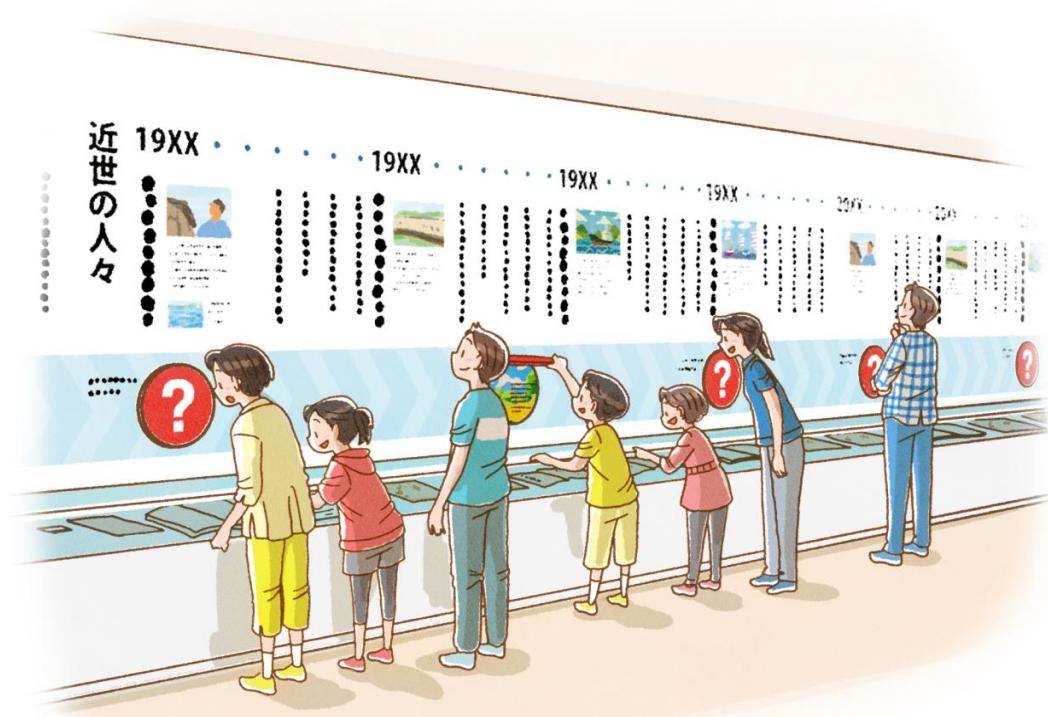


■展示の構成

構成	ねらい	展示概要	主な展示資料
現代の差別事象 差別の実態	<ul style="list-style-type: none">・差別は、現代も身近に起 こっているという認 識を持つてもらう特に、法律に「現在も なお差別が存在する」 と明記されている部落 差別(同和問題)の実 態を学習テーマとする (歴史学習への導入)	<ul style="list-style-type: none">・三重県内で実際に起 きた差別事象・ネット社会における差 別事象・マイクロアグレッショ ン・結婚差別など	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・グラフィック・現物資料・映像コンテンツやデ ジタル技術による解 説
部落差別(同和 問題)解消への 歴史	<ul style="list-style-type: none">・部落差別(同和問題) の歴史と差別解消のた めの運動を紹介し、歴 史に学ぶ・水平社運動をはじめと する、差別解消の運動 が、他の人権課題の運 動に波及していったこと を理解してもらう	<ul style="list-style-type: none">常設展示(中世～近代) のリメイク・差別解消の運動に女 性がどう活躍したか・他の人権課題(障がい 者差別解消運動等)へ の波及的効果といった視点も加える	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・グラフィック・現物資料・モニター映写・映像コンテンツやデ ジタル技術による解 説

三重県内の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県内の歴史や取り組みに焦点を当て、人権課題解消に向けた運動への波及について地域に学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示(近代～現代)のリメイク ・地区懇談会、同和教育研究協議会、人権教育、保護者会等の取り組みなども紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 ・グラフィック ・現物資料
世界の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・世界のさまざまな事例を通じて、グローバルな視点から人権の必要性を世界に学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の事例を紹介 白丁(衝平社) ダリット アパルトヘイト など 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真パネル
他の人権課題への波及	<ul style="list-style-type: none"> ・展示見学で学んだ知識がさまざまな人権課題の解決を考える糸口となることに気づく ・「学習を深めるコーナー」への導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の人権課題との関係性を紹介 ・テーマ②冒頭の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター展示 ・パネル展示

■展示コーナーイメージ



学習を深めるコーナー

■フリースペース(広く人権課題の理解を深めるスペース)

常設展示室内に県の取り組みやさまざまな人権課題などを展示するフリースペースを設けます。人権課題に対する考え方は時代によって変化していきます。例えば、「子どもの人権」を例にとってもヤングケアラーの問題など、近年新たに認識され始めた課題なども発生しています。

このような時代の変化に適応するため、このスペースの展示においては、展示内容を定期的に見直すことができるようになります。また、視覚に訴えるものとし、見学者が、時勢に適した内容を見ることができます。これらを可能とするため、デジタルサイネージなどを活用します。

■ビデオブース(アーカイブコーナー)

展示を見て得られた人権に関する知識や芽生えた意識を、より鮮明にします。

展示を深掘りする内容のアーカイブ動画や、性自認・性的指向、女性の人権など、さまざまな人権についての動画を視聴できるコーナーを設置することにより、学びによる気づきを、より鮮明化、具体化できるようにします。

ねらい	展示概要	主な展示資料
パネル展示で伝えきれなかつた内容を映像で深掘りし、展示で得た知識をさらに高めてもらう	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな人権問題に関する当事者の語り(インタビュー動画)や物語も紹介し、より理解を深める 例:性自認・性的指向、女性の人権、子どもの人権、外国人の人権など・現在の常設展示内容のアーカイブ動画(選択式で、短い動画を見ることができるようになり、さまざまな視点から学ぶ内容とする)	<ul style="list-style-type: none">・モニター展示・ビデオブース

■参加型ブース

展示内容に、より興味を持ってもらうとともに、展示だけでは理解が難しい、日常に潜む差別について選択式で学んでもらうコーナーを設けます。

テーマ③: 学びを行動につなげるきっかけとする

テーマ③では、見学者が「プロローグ」での問いかけや展示内容を振り返り、自らの気づきや、今後差別をなくすために自分は何ができるか、考えをまとめることができます。

エピローグ

”当たり前”や”普通”と思っていたことが、さまざまな人の闘いによって得られていることに気づく

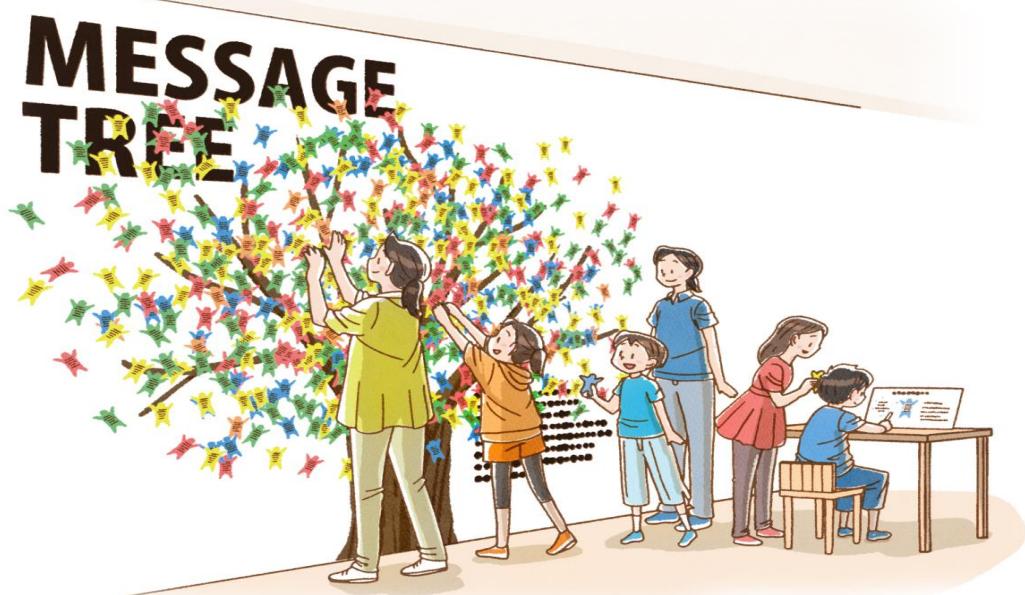


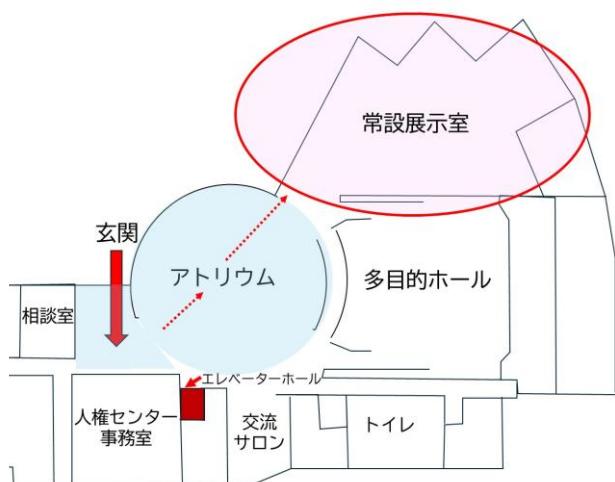
差別解消に向けて自分でできることを考え、これからの行動へつなげる

■展示の構成

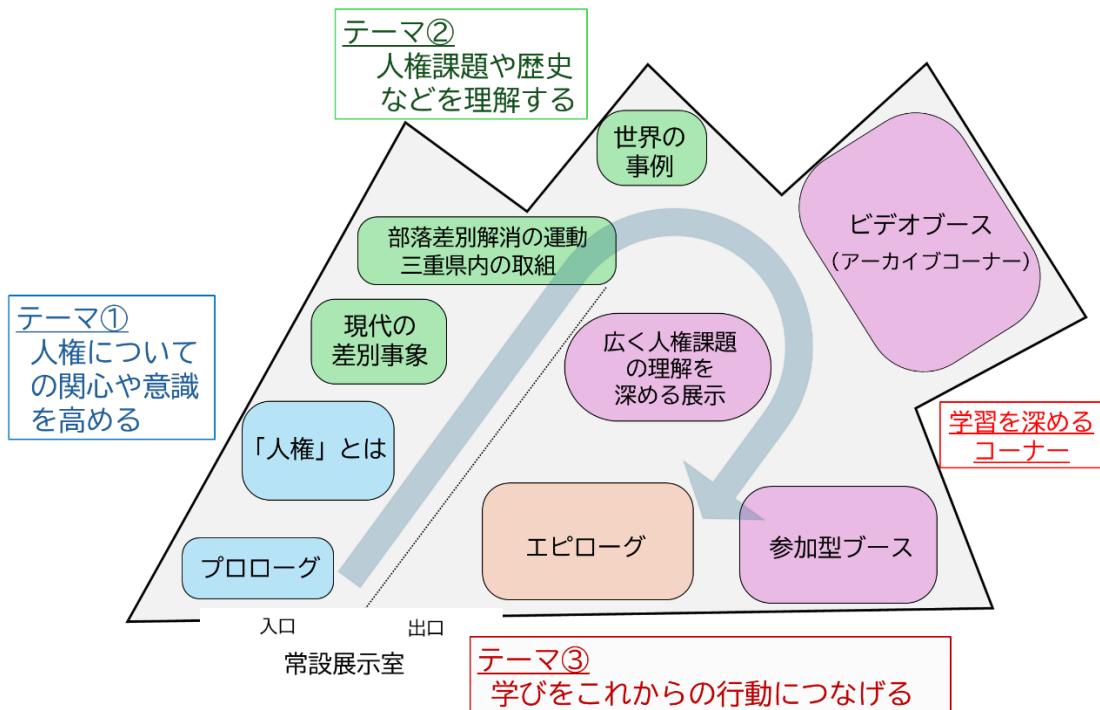
構成	ねらい	展示概要	主な展示資料
エピローグ	<ul style="list-style-type: none">・プロローグで問い合わせた、日常生活の中にある”当たり前”や”普通”が、さまざまな人権を取り戻す運動の成果によって得られていることに気づいてもらう・人権によって自分が守られていることに気づき、他者への人権尊重にも意識を向けてもらう	<ul style="list-style-type: none">・展示内容を振り返り、学んだことや自分の中の気づきに思いを巡らせながら、一人ひとりが差別解消に向けてできることを考え、アウトプットする・見学者の気づきを可視化することで、他の見学者の意見も見て、より深く行動につなげることができる気づきにつなげる	<ul style="list-style-type: none">・メッセージボード、付箋、筆記用具（見学者が自らの気づきや思いを付箋に記載し、メッセージボードに貼ることで、気づきや思いを共有）・映像コンテンツ

■メッセージボードイメージ





- ・玄関から入館した見学者は、アトリウムを経由して、常設展示室に入室します。
- ・常設展示室は大きく3つのテーマに分けます。(下図参照: テーマ①~③)
- ・動線については、見学者が常設展示室への見学を通じ、人権についての自らの意識や関心を高め、次の行動につなげることを意識した一方向の流れとします。



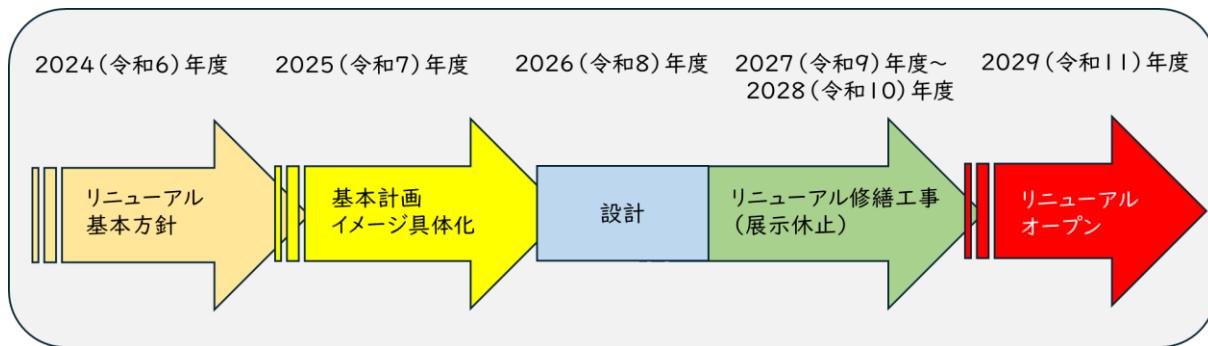
■テーマごとの配置における考え方

- ・テーマ①は、見学者が人権についての関心や意識を高め、展示内容を自分事として受け止めることをねらいとして、いくつかの問い合わせを行う「プロローグ」等のコーナーを設置します。
- ・テーマ②は、常設展示室のメインとなる展示エリアとして、部落差別(同和問題)などの差別の実態や、差別解消に向けた動きの歴史を学べる配置とします。
- ・知識をより深めてもらうため、さまざまな人権課題等を展示するスペース、当事者のインタビューなどを見ることもできるビデオブースや、現在の展示のアーカイブコーナー、日常に潜む差別を選択式で選んでもらう参加型コーナーを設置します。
- ・テーマ③は、見学者が「プロローグ」での問い合わせや展示内容を振り返り、自らの気づきや、今後差別をなくすために自分は何ができるか、考えをまとめることができる配置とします。

第4章 事業推進計画

1 本事業のスケジュール

2029(令和11)年度に予定するリニューアルオープンに向けて、基本方針から順次、設計や展示物の制作、修繕工事を行なっていきます。



2 関連する取り組みとの連携

(1)アトリウムでの展示との連携

人権センター来館者の常設展示室の入場を促すため、アトリウム内における常設展示室への誘導サインの設置などのハード的な工夫のほか、県民参加型の展示やイベントなどを随時実施します。

また、今回のリニューアルは、部落差別(同和問題)をメインテーマとし、そこからさまざまな人権課題に共通する、差別をなくしていくための取り組みについて学ぶというものです。

そこで、他の人権課題に関する知識をより深めるために、常設展示室入口前のアトリウムのスペースを活用して企画展を実施し、時勢に即したさまざまな人権課題を取り上げます。

企画展はパネル展示を想定し、適宜入れ替えを行います。

(2)人権センター全体の広報活動との連携

見学者が何度も来館したり、さらに見学者を呼んだりするような展示施設をめざします。

このため、常設展示室の県民への広報を人権センターにおける広報活動の中心に据え、常設展示室のリピーターを増やします。また、県民参加型の展示やイベントなど、県民とともに展示室を育していくような企画を行います。

上記の例として、作品コンクール、企画展のアイデア募集等を行います。